**平成２２年（フ）第３３６号**
東京都小平市小川西町５丁目12番２号グリーンハイツ小川Ⅲ101号
債務者　假屋　弘樹
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第４６４号**
東京都立川市一番町５丁目２番地の４レクセルガーデン武蔵砂川604号
債務者　上波不二子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第４８２号**
東京都東村山市恩多町２―39―４サンライズマンション久米川第２―305、住民票上の住所千葉県柏市今谷南町５番16号
債務者　緒方　　愛
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第４８８号**
東京都江戸川区中葛西５丁目16番16号ベイメゾン葛西202
債務者　伊藤美佐子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第４９６号**
東京都江戸川区東葛西４丁目56番23号ファビュラス葛西102
債務者　永田　浩二
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第５１８号**
東京都町田市山崎町2130番地山崎団地６―７―508
債務者　松永　聡子（旧姓長嶋）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第４７９号**
東京都小金井市前原町４丁目20番16号
債務者　本木　健二
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第４８５号**
東京都台東区寿４丁目14番８号東マンション401号
債務者　早川　綱泰
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第５１１号**
東京都国分寺市富士本３丁目３番地１ＤＡＹＯ国立201
債務者　石藤　啓行
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第２３号**
熊本県天草市古川町１番51号
債務者　江﨑　誠治
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

**平成２２年（フ）第１８２号**
青森市大字安田字近野35番地22
債務者　桑田　啓未
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１８３号**
青森市大字浜田字玉川150番地28
債務者　舘下　　尚
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２００号**
青森市富田５丁目11番17号
債務者　中嶋　裕二
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第５１号**
長崎県佐世保市花高１丁目５番８―404号
債務者　田上由美子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２２年（フ）第１１２号**
長崎県佐世保市大潟町242番地２、旧住所長崎県佐世保市竹辺町10番地
債務者　錦戸　正明
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２２年（フ）第１１３号**
長崎県佐世保市大潟町242番地２、旧住所長崎県佐世保市竹辺町10番地
債務者　錦戸　京子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係